選挙管理委員会告示

都市計画公園事業の事業計画の変更認可

土地区画整理組合の事業計画の変更認可

0

公

漁業法に基づく公聴会の開催

海区漁業調整委員会告示 公職選挙法令施行規程の一

部を改正する告示

0

千葉県環境影響評価条例第三十三条第二項ににおいて準用する同条例第三十条

 \bigcirc

保安林の指定(二件)

都市計画道路の変更

 \bigcirc

 \bigcirc

土地改良事業計画の変更認可 特定計量器の定期検査の実施

 \bigcirc

土地収用法に基づく事業の認定

主

要

目

次

告

示

土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定の解

定

例

平 成 21 年 2

月 6 日

千葉県告示第百六号

告

示

ついて指定を解除する。

平成二十一年二月六日

千葉県知

事

堂

本

暁

子

千葉県告示第四百三十一号で指定した特定有害物質によって汚染されている区域の全部に

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第五条第四項の規定により、平成十七

年

千葉県告示第百七号

計量法(平成四年法律第五十一 号) 第十九条第一項の規定により、 特定計量器の定期

査を次のとおり実施する。 平成二十一年二月六日

量器の定期検査(特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九 計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第十条第一項第一号に規定する特定計 千葉県知事 本 暁 子

条第一項の規定により特定計量器の所在の場所で実施することとした定期検査を除 検 +査 期 日 検 査 場 所

七

Ŧī.

兀 兀 \equiv 三 三

検査区域 木更津市 平成 平成 三日 平成二十 日 日 $\overline{+}$ 年五月十 年五月十 年五月十 |木更津市江川九三四番地 木更津市清見台南五丁目 木更津市真里谷一一〇番地 ミュニティーセンター附属体 木更津市立鎌足公民館 木更津市矢那八九九番地 木更津市立富来田公民館 木更津市立岩根西公民館 二九号 木更津市立清見台コ 一番 午前十時三十分か ら午後三時まで 午後一時三十分か ら正午まで 午前十時三十分か 検 ら午後三時まで 査 時 間

平成二十年度千葉県警察官採用試験 (県内特別募集) シ実施

鴨川

市

平 八日

成

二 十

年四月·

+

鴨

Щ 市小

湊

八一

一番地

天

午前十時三十分

<u>-</u>

平成

二 十

年五月十

平成 四日 平成

+

年

五月

+

木更津市潮見一丁目

一番

地

木更津市役所

五. 日

平成 21 年 2 月 6 日

基本測量の終了

都市計画道路の関係図書の縦覧

(二件)

土地改良区役員の退任

(金曜日)

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要

(四件)

_

十

年五月十

育館

|木更津市中央一丁目一五番四

IJ

木更津市立中央公民館

(二件)

〇九九八八八

特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請(二件 貸金業法に基づく処分

第三項第二号に該当する対象事業の変更の届出

 \bigcirc

 \bigcirc

宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できない旨の公告

人事委員会公告

平成二十一年二月六日			E		
る。)、処分の取消しの訴えを提起	IJ	IJ	平成二十一年六月五		
月以内に、千葉県を被告として(お		洋センター			
なお、この認可については、この		番地一二 大多喜町B&G海	日	多喜町	
(区画整理)計画の変更を平成二十	IJ	多喜町大多喜四八		夷隅郡大	第 <u>1</u>
第十条第一項の規定により、小糸川			十八日		2
土地改良法(昭和二十四年法律第	"	"	平成二十一年五月二		<u>3 7</u>
千葉県告示第百八号			十七日		8 !
	IJ	IJ	平成二十一年五月二		<u>号</u>
市及び柏市を除く県の区域		ター			
千葉市、市川市、船橋市、松戸		いすみ市農村環境改善セン	十六日		
查区	IJ	いすみ市大原六、七六三番地	平成二十一年五月二		
		局夷隅庁舎			壬
		地一 いすみ市夷隅地域市民	十五日		
三 計量法施行令第十条第一項第二	11	いすみ市国府台一、五二四番	平成二十一年五月二		
町		いすみ市岬公民館	十二日		
作町、夷隅郡大多喜町及び御宿町	11	いすみ市岬町長者二二番地	平成二十一年五月二		<u>葉</u> _
O		所			
市、四街道市、袖ケ浦市、八街市		番地一 いすみ市商工会岬支	十一日		
『、鴨川市、鎌ケ谷市、	IJ	いすみ市岬町椎木一、三〇〇	平成二十一年五月二	いすみ市	ļ
津市、野田市、佐倉吉		鴨川市役所	十七日		
検	IJ	鴨川市横渚一、四五〇番地	平成二十一年四月二		
定期検査に限る。)		鴨川市吉尾公民館	十四日		
検査規則第三十九条第一項の規定	IJ	鴨川市松尾寺四五四番地二	平成二十一年四月二		報
二 計量法施行令第十条第一項第一		鴨川市市民会館	十三日		
は、知事が別に指定する日時	IJ	鴨川市横渚八○八番地三三	平成二十一年四月二		<u> </u>
二 表に定める検査期日及び検		鴨川市太海公民館	十二日		成
一 検査時間のうち、正午から	IJ	鴨川市太海二、○三○番地二	平成二十一年四月二		21 4
備考		鴨川市市民会館	十一日		年 2
日	IJ	鴨川市横渚八○八番地三三	平成二十一年四月二		:月
平成二十一年六月二	ら午後三時まで		十日		6 E
宿町日	午前十時三十分か	IJ	平成二十一年四月二		<u> </u>
夷隅郡御 平成二十一年六月一	ら午後三時まで	鴨川市役所天津小湊支所			金 曜
	午後一時三十分か	鴨川市天津一、一〇四番地	IJ		星日)
日		センター)
平成二十一年六月八	ら正午まで	津小湊漁業協同組合小湊漁村	七日		

- 5午後一時までは、休憩時間とする。
- 時に千葉県計量検定所において行う。 検査場所において受検しなかった者の特定計量器の検査
- 足により特定計量器の所在の場所で実施することとした 号に規定する特定計量器の定期検査(特定計量器検定

	更津市、野田市、佐倉市、東金市、習志 区	市	市、勝域	市、勝平成	市、勝平成一	7市、勝 平成二十	7市、勝 平成二十	市、勝 平成二十一年 特	市、勝 平成二十一年 特定計域 検 査 期 間 検 査	市、勝 平成二十一年 特定計量
	、四封道抃、油ケ甫抃、八封节、南房忩抃、市、鴨川市、鎌ケ谷市、君津市、富津市、				十 日 二 か		所欠	在の	場 所	<i>,,</i> ,
	市、四街道市、袖ケ浦市、八街市、南房総市、匝	瑳	平成	$\overline{}$	+ =	年				
	市及びいすみ市並びに香取郡神崎町、多古町及び	東一	二月	三十	十一	日				
	庄町、夷隅郡大多喜町及び御宿町並びに安房郡鋸	南土	まで							
	町									
<u> </u>	計量法施行令第十条第一項第二号に規定する特定	計量	器	の定	期	検査	(特	定	計量	器 検·
	検査規則第三十九条第一項の規定により特定計量器の	部の所	在	の場	所	で実	施す	うる	ることとし	٤
	定期検査こ艮る。)									

| 平成二十一年四月一日から平成二 | 特定計量器の

十二年三月三十一日まで

所在の場所

検

査

期

間

検査場所

川沿岸土地改良区の清和南部地区における土地改良事業第百九十五号)第四十八条第九項において準用する同法 十一年一月三十日付けで認可した。

の認可があったことを知った日の翌日から起算して六箇 匹することができる。 (訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事とな

地一

大多喜町農村コミュニ

ティーセンター

番地 御宿町公民館

夷隅郡御宿町久保二、二〇〇

夷隅郡大多喜町三条四四〇番

IJ

-	1年三 指定施業要件	2 土砂の崩壊の防備	6 二 指定の目的	日 君津市長谷川字梶畑七六四番一	一保安林の所在場所		1) 平成二十一年二月六日	森林を保安林に指定する。	森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)	千葉県告示第百十号	<u>f</u>	及び長生郡長南町役場に備え置いて	(「次のとおり」は、省略し、そ	葉次のとおりとする。	2 立木の伐採の限度	三 間伐に係る森林は、次のと	町村森林整備計画で定める標準	県 二 主伐として伐採をすることが	(一) 主伐は、択伐による。	1 立木の伐採の方法	 三 指定施業要件	土砂の崩壊の防備	二 指定の目的	番二	旭市鏑木字髙根二八三番二、一 保安林の所在場所	2 :	3 7 平成二十一年二月六日	8 森林を保安林に指定する。	森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)	千葉県告示第百九号		
						千葉県知事 堂 本 暁 子			第二十五条の二第一項の規定により、次の			縦覧に供する。)	の関係書類を千葉県農林水産部森林課並びに旭市役所			とおりとする。	準伐期齢以上のものとする。	できる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市							字丈山三〇五番二、長生郡長南町坂本字東蒲谷三一〇二	千葉県知事 堂 本 暁 子			1四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次の			
げる「前各号のいずれかに掲げるものに関する事業のために欠くことができない通	他公共の用に供する施設」及び土地収用法第三条第三十五号	条第三十二号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場	(以下「本件	1 土地収用法第二十条第一号の要件への適合性について	四事業の認定をした理由	2 使用の部分 なし	1 収用の部分 成田市船形字明代、台方字上宮代及び字宮代並びに下方字宮代地内	三 起業地	二 事業の種類 ニュータウンスポーツ広場整備事業	一 起業者の名称 成田市	千葉県知事 堂 本 暁 子	平成二十一年二月六日	の認定をした。	土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定により、次のとおり事業	千葉県告示第百十二号		山武郡横芝光町横芝字野々合及び栗山字伊古田の各一部の区域	二 都市計画を定める土地の区域	横芝都市計画道路三・四・五号横芝駅前線	一 都市計画の種類及び名称	千葉県知事 堂 本 暁 子	平成二十一年二月六日	条第一項の規定により、横芝都市計画道路を次のとおり変更した。	都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八	千葉県告示第百十一号 ————————————————————————————————————	に備え置いて縦覧に供する。)	(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を千葉県農林水産部森林課及び君津市役所	次のとおりとする。	2 立木の伐採の限度	三、間伐に係る森林は、次のとおりとする。 田本森本墨俳書画で気める標準付其歯以上のものとする。	寸系木を青十回 ご言う う票生 戈月令人 こう主伐として伐採をすることができる立木は	

|地収用法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。 ・駐を必要とする職員の詰所又は宿舎その他の施設」に関する事業に該当するため

土地収用法第二十条第二号の要件への適合性について 本件事業の起業者である成田市は、 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第

(金曜日)

- を充足すると判断される。 する経費について財源措置を講じていることから、土地収用法第二十条第二号の要件 一百四十四条の規定により公の施設を設ける権能を有する主体であり、本件事業に要
- 3 土地収用法第二十条第三号の要件への適合性について
- 調整池の整備を行うものである。 おおむね三万八千三百十平方メートルの土地に、スポーツ広場を建設し、 本件事業は、成田市船形字明代、 台方字上宮代及び字宮代並びに下方字宮代地内 併せて
- 上に相当の寄与が見込まれる。 活動を通じた青少年の健全育成、 本件事業の施行により得られる利益については、スポーツ及びレクリエーション 市民の健康増進及び健康で文化的な居住環境の向
- 第八十一号)及び千葉県環境影響評価条例(平成十年千葉県条例第二十六号)に基 周辺住民への影響は小さいこと等から、軽微なものと考えられる。 づく環境影響評価の対象の事業になっていないこと、周辺の土地利用への影響及び 本件事業の施行により失われる利益については、環境影響評価法 (平成九年法律
- して選定されており、適切なものであることが認められる。 すること、④造成が容易な平坦地であること、⑤支障物件が少ないこと等を条件と 要面積が確保できる整形地であること、③周辺地域の環境が保たれ、あるいは向上 本件事業の起業地は、 ①道路事情、公共交通機関等の交通の便が良いこと、②必
- (五) ると認められることから、 て比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越す 二で述べた得られる利益と
 三で述べた失われる利益を、
 回で述べた事項を踏まえ 本件事業は土地収用法第二十条第三号の要件を充足する
- 土地収用法第二十条第四号の要件への適合性について

を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、 を図るべき事業として位置付けられており、 本件事業については、平成十七年三月に策定された「新市建設計画」において推進 早期に整備すべき事業と認められ、土地 土地収用法第二十条

5

第四号の要件を充足すると判断される。

ると判断される。 から4までで述べたように、本件事業は土地収用法第二十条各号の要件を充足す

以上により、 成田市 から申請のあった本件事業について、土地収用法第二十条の 規

定により事業の認定をするものである。

五.

起業地を表示する図面の縦覧場所 成田市教育委員会生涯学習部生涯スポーツ課

千葉県告示第百十三号

|市東新田土地区画整理組合の事業計画 認可した。 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号) (事業施行期間及び資金計画) の変更を次のとおり 第三十九条第一項の規定により、 野

平成二十一年二月六日

千葉県知事

堂

本

暁

子

組合の名称

野田市東新田土地区画整理組合

事務所の所在地

野田市鶴奉七番地の

設立認可の年月日

平成元年一月二十四日

変更の内容

五. 変更後 平成元年一月二十四日から平成二十二年三月三十一日まで

変更前

平成元年一月二十四日から平成二十一年三月三十一日まで

事業施行期間

変更認可の年月日

平成二十一年二月六日

千葉県告示第百十四

園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、 柏都市計

千葉県知事

堂

本

暁

子

平成二十一年二月六日

施行者の名称

柏市

- 都市計画事業の種類及び名称
- 柏都市計画公園事業四・四・二号柏リフレッシュ公園
- 事業施行期間

平成十三年五月二十九日から平成二十七年三月三十一日まで

変更なし

兀

事業地

収用の部分

使用の部分

なし

兀

378号

第 1 2

に、

年2月6日

(金曜日

第12378	号 千	葉	県	報 5	平成 21 年	2月6日(
は」の次に「、使用の実績に魅づいて」を加え、 用した」に、 ※ 準 辞 裕 庫 藻 準 辞 裕 庫 年 月 日 日 日 年 月 日 日 日	号 別記第六十九号様式の五(その一)中「使用する」を「使用した」に改め、「 別記第六十九号様式の四(その一)中「3 確認食鑑 円」を がい。」の次に「なお、公費の対比の請求ができるのは、この確認書に記載された 動用自動車~の紊萃の弁診に限られています。」を加える。	(1) 「然料の供給を受ける選挙運動用自 書に記載された選挙運動用自動車の自 4 「前回までの累積金額」には、他の て記載してください。	3 燃料の供給を受ける選挙運動用	「3 離戮毋黜융鑑」(その一)がる。	3 「然种代」にあつくは、単 を記載してください(なお、 見込額を記載して差し支えあ	は借入れ期間を、「運転手 ては燃料の供給を受ける選 い。
同様式 (その二) 中「使用する」を「使用する」を「使用する」を「使用する」を「使用する」を「使用する」を「使用する」を「使用する」を「使用する」を「使用する」を「使用する」を「使用する」を「使用する」を	. 微	動車の自動車登録番号」には、契約届出 動車登録番号を記載してください。 燃料供給業者から購入した金額をも含め 」	目動車の目動車登録番号		個	[用期間を、「燃料代」にあつ 加車登録番号を記載してくださ い改
		饮				CX
四月 10 日 10	「2 6 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	43さ**か**か**か**か**か******	を、「証明 の写しを添 「2 <u>燃</u> 料	中 中 中	中 中 年	然料供;

年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	燃料供給年月日	年	年
Ш	ш	ш	ш	ш	П	月日	月	月
						燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	Ш	П
					Ø	燃料供給量		
					田	燃料供給金額		
						備		
						淅		
				に改			_	

(金曜日)

2

ては燃料供給量を記入してください。

2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあつて

は借入れ期間を、

2

2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、

「運転手の雇用」にあつては雇用期間を、「燃料代」にあつ

「自動車の借入れ」にあって

を

|正明書は」の次に「、使用の実績に堪づいて」を、「作成し」の次に「、給油伝票を終えて」を加え、

燃料供給業者が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付して、ださい。

この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供 計業者は、県に支払を請求することはできません。

を

公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届 出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

燃料供給業者が県に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写し 以おを請求書に添付してください。

この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供業者は、県に支払を請求することはできません。

>費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載さ と金額までです。

(その三) 中「使用する」を「使用した」に改め、

「耐温神は」の次に「

闽

「幇囲書は」の次に「、作成の無灘に開づいて」を加える。「第六十九号様式の五の二及び第六十九号様式の六中「作成する」を「作成した」に瀟に開づいて」を加える。

公述を希望する者は、平成二十一年三月十二日までに住所、氏名、年齢、職業、所		平月
3 文書の提出		中
人五分以内とする。		7 -
	H HX 0= H	年 2
2十二寺 間	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	2.月
(団体又は機関にあっては、一団体又は一機関につき二人以内とする。)		<u>6</u>
漁業権者、漁業権漁業の経営者、漁業協同組合の関係者その他利害関係のある者	田 田× 0= 円 /	国 年 月
、	日 日 日 (1) (1) 日 (1) 日 (1) 日 (1) 日 (1) 日 (1) 日 (1) 日 (1) 日 (1) 日 (1) 日 (1) (1) 日 (1) 日 (1) 日 (1) 日 (1) 日 (1) 日 (1) 日 (1) 日 (1) 日 (1) 日 (1) (1) 日 (1) 日 (1) 日 (1) 日 (1) 日 (1) 日 (1) 日 (1) 日 (1) 日 (1) 日 (1) (1) 日 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	(金) 年 月
六 公述者に関する事項	登録番号	<u>念曜</u>
申請期間 平成二	自動車の自動車	
平成二十一年九月一日	月日 けた選挙運動用 販売 余 額 (イ) 基準限度額 請求余額 備老	
四 免許予定日 区画漁業権については平成二十一年八月二十日、共同漁業権については	然学の供給を受	
漁業権の漁場計画(案)について		
画漁業権並びに市川市の全部、船橋市の全部及び木更津市の一部を関係地区とする共同	田 田	千
三 案件 市川市の全部又は一部、船橋市の全部及び木更津市の一部を地元地区とする区	月 日 円× 0= 円 /	年
四丁目一三番一〇号 千葉県教	月 日 円× l= 円	年
開催日時 平成二十一年三月十九日(木) 午後一時三十分		T >
一 千葉海区漁業調整委員会会長 小 滝 季 儀	mmmhmmhmmhmmhmmhmmhmmhmmhmmhmmhmmhmmhmm	葉
	月 日 円× 0= 円	年
	月 日 円× 0= 円	年
権	月日 販売金額(イ) 基準販売額(ロ) 請求金額 備 考	販売年
	() () () () () () () () () ()	果 「 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第四項の規定により、漁業権に係	司兼代(別紙)その3中	
漁業調整委員会告示第一号		- T - T - T - T - T - T - T - T - T - T
	からこ	2
一年区魚業調整委員会告示	東宝色が東京の東京の45万参与では、米で大方を開入りのこのはてはます	- c
この告示は、公示の日から施行する。	コススナギギャトドン目	5
附則	候補者が供託物を没収された場合には、県に支払を請求することはできませ、やしています。	13 候和
める。		「自動
欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。	以下 文下コート	
4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄及び「(イ)」		23
出書に記載された選挙運動用自動車の登録番号を記載してください。	振込希望金融機関 銀行 支店 『 <u>No.</u> こなめ、	
3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届 いま	世 帝	8 <u>号</u> 「
か少ない方の額を記載してください。	1年	-
「2 「請求金額」欄には、(イ)の(計)欄又は(ロ)の(計)欄のうちいずれ	振込希望金融機関 銀行 支店 ^{肯迪} No や	振込希望
頁を記載してください。		
「2 「請求金額」欄には、(イ)の(計)欄又は(ロ)の(計)欄のうちいずれ	別記第六十九号様式の七中	別記第六

団体及び発言内容の要旨を記載した書面

告

第 千 葉県環境影響評価条例第三十三条第二項において準用する同条例第三十条第三項 一号に該当する対象事業の変更の届出 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請があった。

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一

項の規定により、

次のとお

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申

除く。)の停止

三十三条第一項の規定により、 千葉県環境影響評価条例(平成十年千葉県条例第二十六号。以下「条例」という。)第 次のとおり同条第二項において準用する条例第三十条第三

項第二号に該当する対象事業の変更の届出があった。

平成二十一年二月六日

平成 21

年 2

月6日

堂 本 暁

事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

番地 独立行政法人都市再生機構 理事長 小川忠男 神奈川県横浜市中区本町六丁目五〇

対象事業の名称、種類及び規模

研究施設の設置の用に供する目的で実施される事業) (仮称) 酒々井南部土地区画整理事業 土地区画整理事業(主として住宅、 施行区域の面積七一・七ヘク 工場又は

三 条例第三十三条第二項において準用する条例第三十条第三項各号のいずれかに該当す ることとなった旨及び該当した号

て準用する条例第三十条第三項第二号に該当する。 当該変更後の事業が対象事業に該当しないこととなり、 条例第三十三条第二項にお

貸金業法に基づく処分

貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二十四条の六の四第一項の規定により、

のとおり処分した。

平成二十一年二月六日

千葉県知事 堂 本

暁

子

2378号 貸金業法第二十四条の六の四第一項第二号及び第十二号該当

商号又は名称 有限会社茜商事

代表者氏名 小島 義行

主たる営業所等の所在地 木更津市万石四一〇番地三

第 1

登録番号 千葉県知事(N五)第〇二七八五号

登録年月日 平成二十一年一月十七日

政処分の内容 平成二十一年二月六日から平成二十二年二月五日までの一年間の業務

行政処分の年月日 平成二十一年一月二十九日

葉市中央区市場町一番 一 号) に提出しなければならない。

(金曜日)

平成二十一年二月六日

子 名 称

千葉県知事

2 代表者の氏名 岡田智恵

3 主たる事務所の所在地 千葉市緑区おゆみ野中央五丁目一二番地一三

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在

特定非営利活動法人ウェルネスライフパートナーズ

申請のあった年月日 平成二十年十二月二十六日

千葉県知事

堂

本

暁

子

地

ことを支援することを目的とする。 問題・疾病や障害を抱える者に対して、 や介護予防活動を提供することで、地域・個人のウェルネスライフの向上と社会におけ る保健・医療・福祉・介護の発展に寄与し、 ハビリテーション看護を提供し、また、健康を保持増進するための健康教育・疾病予防 定款に記載された目的この法人は、 その人の持つ能力を最大限に発揮できる様にリ 対象年齢を問わず、在宅や施設等で生活し健康 なによりも、その人がその人らしく生きる

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請があった。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一 項の規定により、 次のとお

平成二十一年二月六日

次

-葉県知 堂 本

暁

子

申請のあった年月日 平成二十一年一月七日

申請に係る特定非営利活動法人の名称、 代表者の氏名及び主たる事務所の所在 地

名称 特定非営利活動法人南風

2 代表者の氏名 竹内幸吉

主たる事務所の所在地 旭市野中四、二三〇番地二六

3

すべての人が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とす 域に根ざした介護サービスを提供し、日本人、在日外国人の生活支援サポートを行い、 定款に記載された目的 この法人は、在宅で援助が必要な高齢者、障害者やその家 その他の手助けを必要とする人に対して、住民参加と助け合いの精神のもとに、地

の全部(任意の弁済の受領に関する業務及び債権の保全に関する業務を

平成 21	年 <u>2 月</u> -	6日 -·	(金	:曜日	∃) 平		お		千			三	<u>葉</u> _		_	Ę				報	お		お	第	<u> 1</u>	23	7	<u>8号</u> 三	ļ		_	
東京都港区西新橋三丁目九番四号ほか三井住友ファイナンス&リース株式会社(代表取締役)水上忠彦ほか一大規模リ売店舗を認置する者の氏名等	真、引き甫な设置しら至うに、風早一丁目六番地一ほかィオンギ沼南店	ば (十)自己可言 規模小売店舗の名称及び所在地	千葉県知事 堂 本 暁 子	平成二十一年二月六日	平成二十一年二月六日から三月六日まで縦覧に供する。	なお、当該意見は、千葉県商工労働部経営支援課及び柏市経済産業部商工課において、	4り柏市から意見を聴取した。	大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、次のと	大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要		意見なし	二 意見の概要	埼玉県さいたま市西区三橋五丁目一、五五五番地	株式会社島忠(代表取締役)山下視希夫	一 大規模小売店舗を設置する者の氏名等	習志野市芝園一丁目一番二一	(仮称) ホームズ幕張新都心店	大規模小売店舗の名称及び所在地	千葉県知事 堂 本 暁 子	平成二十一年二月六日	やいて、平成二十一年二月六日から三月六日まで縦覧に供する。	なお、当該意見は、千葉県商工労働部経営支援課及び習志野市市民経済部商工振興課に	おり習志野市から意見を聴取した。	大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、次のと	大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要		意見なし	二 意見の概要	亀里町	社ベイシ	一 大規模小売店舗を設置する者の氏名等	野田市桜の里二丁目一番
平成二十一年二月六日山武郡横芝光町の変更に係る横芝都市計画道路の関係図書の送付都市計画道路の関係図書の縦覧	子葉県知事 堂 本 暁 子平成二十一年二月六日		律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条	県	都市計画道路の関係図書の縦覧		夷隅郡大多喜町三又一、一五三番地 磯野 三郎	退任理事	千葉県知事 堂 本 暁 子	平成二十一年二月六日	大多喜町三又土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があった。	土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、夷隅郡	土地改良区役員の退任		意見なし	三 意見の概要	千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一ほか	イオン株式会社 代表執行役 岡田元也ほか	二 大規模小売店舗を設置する者の氏名等	山武郡大網白里町みやこ野一丁目一番地一	大網白里ショッピングセンター	一 大規模小売店舗の名称及び所在地	千葉県知事 堂 本 暁 子	平成二十一年二月六日	いて、平成二十一年二月六日から三月六日まで縦覧に供する。	なお、当該意見は、千葉県商工労働部経営支援課及び山武郡大網白里町産業振興課にお	おり山武郡大網白里町から意見を聴取した。	大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、次のと	大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要		意見なし	三 意見の概要

2378号

平成 21

年2月6日

(金曜日

45	第 <u>1</u>	2 :	3 7	8 두]
			(男性)	警察官A	試験職種
り	二 千葉県人事委員会が一に該当する者と同等	十一年三月末日までに卒業見込みの者	号)に規定する大学を卒業した者又は平成二	一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六	学歴

後に生まれた男性で、 昭和五十年四月二日以

平成二十一年七月の採

用に応じられる者

昭和五十三年四月一

日

受験資格 業の場合を示してある。 歴 年 齢 ・ 性

警察官A(男性)については大学卒業、 警察官B(男性)については高等学校卒

備考 論文(作文)試験は、 て記述式による筆記試験(作文試験)を行う。 第二次試験として評価する。

式による筆記試験(論文試験)を、

は、文章による表現力、

課題に対する理解力その他の能力につい

警察官B

(男性) について

2 第二次試験 別

検査 体 格 • 試験の方法 身体検査 適性検査 口述試験 体力 を行う。 体重、視力及び色覚検査は、身体検査に含める。 健康状態について医学的検査及びこれに付随するその 職務遂行上必要な体格及び体力について、検査を行う。 なお、その合格基準は、 素質及び性格について質問紙法及び作業検査法による検査を行 人柄、 性向等について個別面接による試験を行う。 内 別表のとおりとするが、 容 身長、 他の検査 胸 井

3 受験資格等の調査

受験資格の有無及び受験申込書記載事項の真否等について調査を行う。

六 1 試験の期日及び場所 第 一次試験

平成二十一年三月十四日 受験申込みの状況等により、 (土曜日) これらの試験場以外の千葉県内の会場を試験場と 千葉県警察学校 千葉運転免許センター 流山運転免許センター (流山市前ヶ崎二一七番地) (千葉市美浜区浜田二丁目 (東金市士農田二八番地一) 試 験 場 番

することがある。 試験場は、 千葉県警察本部が指定する。

2 第二次試験

平成二十一年四月中旬に行う。

財務及び柔剣道に

より通知する。 なお、第二次試験の期日及び場所等の詳細については、 第一次試験合格者に書面

合格者の決定及び発表

七 1 第一次試験合格者

専門的

第一次試験の結果に基づき試験職種ごとに合格者を決定し、平成二十一年三月三

五.

試験の方法 試験は第一次試験及び第二次試験に分けて実施するものとし、それぞれの試験の方法

兀

の資格かあると認める者

警察官B (男性)

警察官A(男性)の学歴に該当しない者

までに生まれた男性

採用に応じられる者

平成二十一年七月

から平成三年四月一日

第十六条各号のいずれかに該当する者は、受験できない。 本の国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)

は次のとおりとする。

ただし、第二次試験は、第一次試験の合格者でなければ受験する

ことができない。

第一次試験

教養試験 試験の方法 (男性) については大学卒業の程度で、警察官B (男性) につい 警察官として必要な一般的な知識及び知能につき、警察官A

内

容

ては高等学校卒業の程度で、それぞれ択一式による筆記試験を行

力 職務遂行上必要な体力について、

腕立て伏せ、

反復横跳び及び

検査 体 格 垂直跳びの検査を行う。 なお、

語学(英語・中国語・韓国語)、情報処理、

その基準は、別表のとおりとする。

ついて、一定以上の資格又は技能の有無の審査を行う。

査 資格技能

論 文(作

点を行う。

<u> 平成 21 年 2 月 6 日</u>

文

試験

知

識、

警察官A(男性)については、課題についての判断力、

文章による表現力、文章構成力その他の能力について記述

なお、一定以上の資格又は技能を有する受験者に対しては、

加

表する。 日 (火曜日) (予定) に千葉県庁及び千葉県警察本部の掲示板にその受験番号を発

関節及び五

なお、合格者には書面により通知する。

2 最終合格者

下旬から六月上旬までに千葉県庁及び千葉県警察本部の掲示板にその受験番号を発表 第二次試験の結果に基づき試験職種ごとに最終合格者を決定し、平成二十一年五月

握

なお、合否の結果について書面により本人に通知する。

採用候補者名簿の作成及び採用方法

合には失効させる。 最終合格者は、試験職種ごとに作成する採用候補者名簿に高点順に登載する。 なお、採用候補者名簿は、当該採用候補者名簿が確定した後一年以上を経過した場

2 採用者は、千葉県警察本部長からの請求に応じて高点順に提示した者のうちから決

定される。

受験手続 なお、採用は、平成二十一年七月一日以降の予定である。

受験申込用紙の請求先及び受験申込書の提出先

千葉県警察本部警務部警務課(千葉市中央区市場町一番二号)並びに千葉県内の各

2 警察署、交番及び駐在所 受付期間

送の場合は平成二十一年二月二十三日までの消印のあるもの、インターネットによる 平成二十一年二月六日 (金曜日) から二十三日 (月曜日) までとする。ただし、郵

申込みの場合は同月十九日までに受信したものに限り受け付ける。

その他

2 記の返信用封筒を必ず同封すること。 試験の詳細については、別に受験案内が作成されるので参照すること。

受験申込用紙の請求、受験の問い合わせ等を郵便によって行う場合には、

あて先明

別表

視 体 胸 身 検査項目 色 重 进 長 覚 力 職務遂行上支障がないこと。 両眼とも裸眼視力が○・六以上であること又は両眼とも矯正視力 おおむね七八センチメートル以上であること。 おおむね一六〇センチメートル以上であること。 おおむね四七キログラム以上であること。 一・〇以上であること。 基 準

発行・発行者 千葉市中央区市場町一番 — 号

購読料

月決め 本号

部 部

箇月二、

〇 〇 〇 〇 円 四二円

(送料を含む。)

千

〇四三 (二二三) 二 五二 〇四三 (二二三) 二六五八

垂直跳び 腕立て伏せ 指の運動 反復横跳び 力 職務遂行上必要な筋力、敏しょう性、 瞬発力等があること。

兀

定期購読申し込み先 部売り申し込み先